

地域猫活動の妨害行為についての意見書（公開質問状）

二本松アニマルポリス
〒960-8066 福島市矢剣町11-3
星野節子
024-563-7650(tel fax)
Yahoo!から『二本松アニマルポリス』で検索できます

当方は、動物福祉ボランティアのネットワークで、ホームレス猫（以下、猫と略）を合憲合法かつ道義的に減らす活動を行っております。去勢避妊を怠った給餌は、猫を更に増やし、動物福祉にも反しますので「健康体の猫へは必ず去勢避妊を受けさせてください。去勢避妊ができない方は、給餌しないでください」と啓発しております。僭越ながら以下に意見を述べさせていただきます。

《意見書》

- 1、日本国憲法（最高法）の基本は『公共の福祉に寄与すること』ですが、猫を嫌いという理由だけで、公共の福祉に反する行動をとっても良いのでしょうか。
- 2、私たちは公益活動の妨害をされ、大変、迷惑しています。
- 3、あなたは、なぜ、猫を助けようとしないのですか？
- 4、あなたの家の周辺に現れた不幸な猫ですから、本来、あなたが助けるべきではありませんか？ 遠方の人がわざわざ給餌に来るのは、あなたが助けようとしないからでは？
- 5、『猫へエサをやるな』という看板を見た子供が「猫が死んじゃうよ～可哀想だよ～」と泣きじゃくったのです。給餌妨害は子供の心を傷つけませんか？
- 6、猫が増えた原因は人間の側にあるにも拘わらず、猫自身に罪があるかのごとく、猫を虐めるのは道義的には間違いですし、法的には違法・違憲です。

7、有志へ全ての責任をなすりつけるのは、義務のないことを背負わずで強要の罪（刑23条）にあたります。

8、車に傷をつけられたという方は証拠はありますか？ 嘘について有志へ損害賠償責任を問うことは詐欺になります。また、猫を捨てたわけでもない有志へ、車の傷の損害賠償責務がありますか？ ホームレス猫については、猫を好き嫌いに関係なく、地域の皆で、フン始末も含めて、給餌・去勢避妊・病気時の世話をする地域猫活動を。

9、猫が増えた原因は、

ア、遺棄した人間がいる（一般飼い主または動物商）。

イ、産ませて増えた命を、次々に家から追い払ってノラ化させた人がいる。

ウ、未手術で給餌する人がいる（これについては手術したくても捕獲器を置くことすらままならず、できないこともあるが、大半はひとりよがりの間違った愛護）

エ、政治家が悪い飼い主や動物商に甘く、正しい法律を作ろうとしない。

オ、役所が悪い飼い主や動物商に迎合し、啓発責務に反し、公務員法に反する行いを平気で行っている。

が要因ですが、あなたは日頃、猫が増えないよう正しい努力をされていますか？

10、9のウの、捕獲器を置くことすらままならない状況とは、今すぐ猫を消して（殺して）しまいたいという非情な人が、一代限りの命の尊重すら憎悪し、捕獲器を置くことすら妨害します。給餌妨害・虐待等による猫減らしは、刑務所へ入れられることもあります。

11、「フンで迷惑している」という方にお聞きします。辞書でフンを調べると「迷惑なもの」とは載っていませんし、私たちはフンを見たからといって猫を排除しようとは思いつきません。つまり感性による受け止め方の違いなのです。あなたは猫のフンを見たときに“帰る家のない可哀想な動物がいて気の毒だ”と思わないのでしょうか？

12、地域猫活動は、猫を好き嫌いに関係なく、合憲・合法かつ道義的に猫を減らしていく公益活動ですので、本来、国民の全てが参加すべきものです。参加を強制はしませんが邪魔をする権利はありません。あるなら、道義的根拠・法的根拠を示してくださいませんか？

以上